

# 愛媛県 新広域道路交通計画



令和3年4月  
愛媛県

# 目次



## 第1章 新広域道路交通計画について

1. 概要	1
2. 計画年次	1
3. 計画の見直しについて	1

## 第2章 広域道路ネットワーク計画

1. 広域道路ネットワークのあり方	
(1) 基本戦略	2
(2) 広域道路ネットワークの構成	3
(3) 広域道路ネットワークの機能・役割	5
(4) 広域道路ネットワーク設定の考え方	6
2. 広域道路ネットワーク形成のための拠点設定	
(1) 拠点設定の考え方	8
(2) 拠点一覧	12
3. 広域道路ネットワーク計画	
(1) 愛媛県広域道路ネットワーク路線一覧表	15
(2) 愛媛県広域道路ネットワーク計画図	21
(3) 愛媛県広域道路ネットワークのうち基幹道路及び構想路線計画図	22

## 第3章 交通・防災拠点計画

1. 交通・防災拠点	
(1) 交通結節点の充実	23
(2) 道の駅の交通・防災拠点化	25

## 第4章 ICT交通マネジメント計画

1. ICT交通マネジメント	
(1) ビックデータ等を活用した交通安全対策や渋滞対策	29
(2) 自動運転技術の活用	31

# 第1章 新広域道路交通計画について

## 1 概要

我が国の幹線道路ネットワークは、昭和41年 国土開発幹線自動車道建設法が制定され、全国各地から概ね2時間以内で到達できる高速道路網の構築を行うため、7,600kmの予定路線が決定されました。

昭和62年には、第4次全国総合開発計画の策定で、地方中軸、中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等から概ね1時間程度で利用が可能となるようネットワークを形成することが示され、高規格幹線道路網14,000kmが決定されました。

平成6年には、高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路で、自専道もしくは、同等の規格を有し、概ね60km/h以上のサービスを提供する地域高規格道路の計画路線約6,950kmが指定されました。（平成10年に見直しを実施）

これらの全国の動きに合わせて、愛媛県においても、平成6年1月に愛媛県広域道路整備基本計画を策定（平成10年改訂）し、県内1時間高速交通圏、地方生活圏内30分交通網の形成を目指し、四国8の字ネットワークをはじめとした高規格幹線道路等の整備に努めて来たところです。

しかしながら、策定から20年以上が経過し、道路ネットワークの整備状況や東日本大震災を契機とした南海トラフ地震への備え、ICTを活用した新たな交通モードの開発等、社会を取り巻く変化が大きくなっています。

また、平成30年3月30日に成立、同月31日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第6号）により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設されました。

さらに、令和2年3月には、我が国の急速な人口減少や激甚化・頻発化する災害への備え、渋滞や事故といった道路交通課題などに対応し、我が国の生産性や国際競争力を高め、持続可能な社会の構築を図るため、新たな広域道路ネットワークのあり方の方向性について検討を行うことを目的に、「新たな広域道路ネットワークに関する検討会」が設置され、同年6月に「中間とりまとめ」が公表されました。

これらの社会情勢の変化、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を踏まえ、今後の愛媛県の道路のあり方について、「広域道路ネットワーク」、「交通・防災拠点」、「ICT交通マネジメント」の観点も踏まえ愛媛県新広域道路交通ビジョンを令和3年4月に策定しました。

本計画は、愛媛県新広域道路交通ビジョンで示された方針に基づき、高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク（地域高規格道路、直轄国道等）を中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の観点を踏まえた具体的なネットワーク計画の策定を行ったものとなります。

## 2 計画年次

本計画は、概ね20年～30年の中長期的な視点で検討を行ったものです。

## 3 計画の見直しについて

今後、社会経済情勢の変化や制度の変更などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 広域道路ネットワーク計画

### 1 広域道路ネットワークのあり方

#### (1) 基本戦略

広域道路ネットワークは、地域の経済活動を支える基盤となりますが、各地域の実情に応じて必要となる拠点連絡等の強化を検討する必要があり、その効果を早期に発現させるため、効率的に道路ネットワークを構築する必要があります。

そのため、都市間連絡速度、高速道路や一般道路の渋滞、拠点へのアクセス性、災害時のリダンダンシー（多重性）などの現状の交通課題の解消を図る観点やアジア・ユーラシアダイナミズムを踏まえた2面活用型国土や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた社会の変化の可能性への備え等の新たな国土形成の観点が重要であり、これら「両輪」となった観点を踏まえ、次の基本戦略に沿って、広域道路ネットワークの効率的な強化を図っていきます。

#### 1) 中枢中核都市等を核としたブロック都市圏の形成

人口減少社会への対応や自動運転技術の進展等を踏まえ、中枢中核都市や連携中枢都市圏、定住自立圏等の経済・生活圏を相互に連絡し、これらの交流・連携を促進します。

#### 2) ブロック都市圏の利便性や魅力の向上

ブロック都市圏内の拠点間連絡、環状道路を強化し、都市圏の利便性や魅力の向上を図ります。

#### 3) 空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化

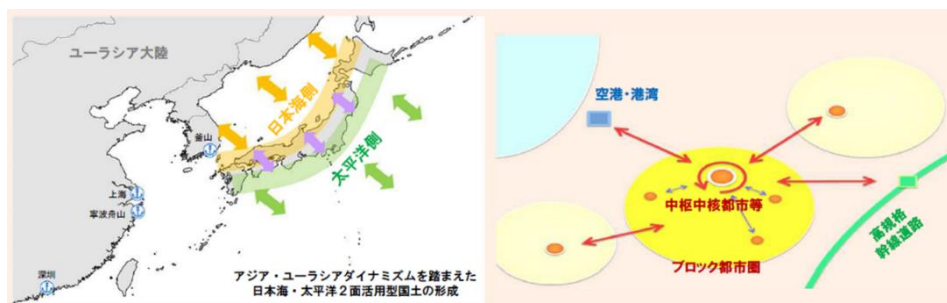
グローバルな対流を促進するため、空港・港湾等の交通拠点へのアクセスを強化し、人やモノの流れの効率化を図ります。

#### 4) 災害に備えたリダンダンシー確保・国土強靱化

広域道路ネットワークを強化することにより、巨大災害や頻発・激甚化する自然災害に備えたリダンダンシーの確保や国土強靱化を推進します。

#### 5) 国土の更なる有効活用や適正な管理

広域道路ネットワークを強化することにより、アジア・ユーラシアダイナミズムを踏まえた日本海・太平洋2面活用型国土の形成や、半島地域を含めた国土の更なる有効活用・適正な管理を図ります。



国土交通省『新たな広域道路ネットワークに関する検討会』中間とりまとめ(R2.6.8)より

## (2) 広域道路ネットワークの構成

広域道路ネットワークは、高規格幹線道路や地域高規格道路、一般国道（指定区間）等からなる「基幹道路」、平常時において基幹道路と主要拠点、基幹道路相互、主要拠点相互を接続する「アクセス路」、災害時における広域的なネットワークの多重性・代替性の強化や、ネットワーク上の局所的な脆弱区間に対する代替性確保のための「代替路」、基幹道路と防災拠点を接続する「補完路」で構成します。

### <基幹道路>

「基幹道路」については、連絡する拠点の重要性や、通過する交通の特性により、個々の道路に求められるサービスレベルは異なることから、以下の階層性を持たせて、効率的に強化を図ります。

#### 1) 高規格道路

人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的なネットワークを構成する道路です。

また、地域の実情や将来像（概ね20～30年後）に照らした事業の重要性・緊急性や、地域の活性化や大都市圏の機能向上等の施策との関連性が高く、十分な効果が期待できる道路で、求められるサービス速度が概ね60 km/h以上の道路です。

全線にわたって、交通量が多い主要道路との交差点の立体化や沿道の土地利用状況等を踏まえた沿道アクセスコントロール等を図ることにより、求められるサービス速度の確保等を図ります。

広域道路ネットワーク計画では、原則として以下のいずれかに該当する道路とします。

- ・ブロック都市圏間<sup>※1</sup>を連絡する道路
  - ※1：中枢中核都市や連携中枢都市圏、定住自立圏 等
- ・ブロック都市圏内の拠点連絡<sup>※2</sup>や中心都市<sup>※3</sup>を環状に連絡する道路
  - ※2：都市中心部から高規格幹線道路ICへのアクセスを含む
  - ※3：中枢中核都市、連携中枢都市
- ・上記道路と重要な空港・港湾<sup>※4</sup>を連絡する道路
  - ※4：拠点空港、その他ジェット化空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾

#### 2) 一般広域道路

基幹道路のうち、高規格道路以外の道路で、求められるサービス速度が概ね40 km/h以上の道路です。

現道の特に課題の大きい区間において、部分的に改良等を行い、求められるサービス速度の確保を図ります。

広域道路ネットワーク計画では、原則として以下のいずれかに該当する道路であって、高規格道路を除く基幹道路を一般広域道路とします。

- ・広域交通の拠点となる都市<sup>※1</sup>を効率的かつ効果的に連絡する道路

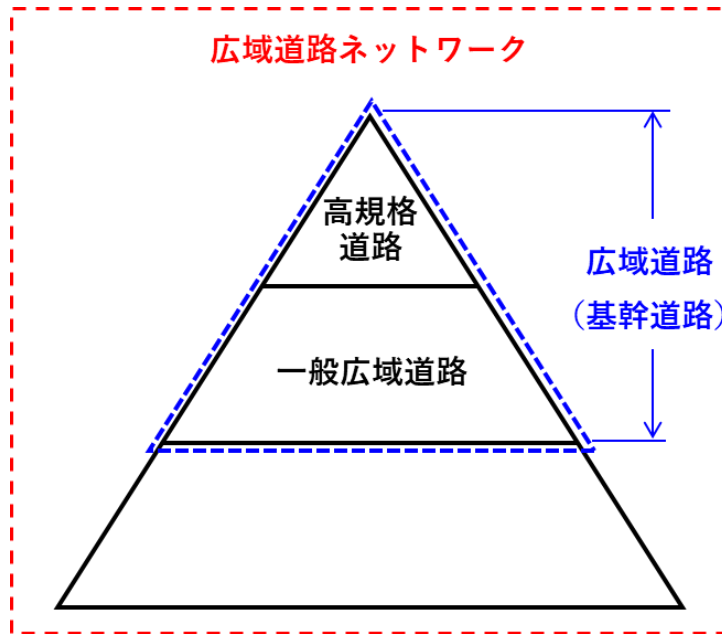
※1：中枢中核都市、連携中枢都市、定住自立圏等における中心市

上記圏域内のその他周辺都市（2次生活圏中心都市相当、昼夜率1以上）

ただし、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域における都市への到達が著しく困難な場合を考慮する

・高規格道路や上記道路と重要な空港・港湾※2を連絡する道路

※2：拠点空港、その他ジェット化空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、中枢中核都市の代表駅、コンテナ取扱駅



広域道路ネットワークの構成

### <構想路線>

高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていない等、個別路線の調査に着手している段階にない道路については「構想路線」とし、今後、必要な検討を進めるなど、地域の実情に応じた検討を行います。

### (3) 広域道路ネットワークの機能・役割

広域道路ネットワークには、「平常時・災害時を問わない安定的な輸送」、「交通事故に対する安全性」、「自動運転等の将来のモビリティへの備え」が求められるため、以下の取組により、広域道路ネットワークの強化を図ります。

#### <平常時・災害時を問わない安定的な輸送>

老朽化の進行に伴う通行規制など、輸送への影響が生じないように、構造物等の老朽化対策を優先的・重点的に実施することにより、平常時から安定的な輸送の確保を図ります。また、通行止めによる社会経済への影響を最小限にする必要があることから、災害時に長期間通行止めとならないよう、早期復旧の体制を確保します。さらに、事前通行規制区間等の防災上課題のある箇所への防災対策やこれまでの地震被害を踏まえた耐震対策を優先的・重点的に実施することにより、災害に強い強靱な広域道路ネットワークの形成を図ります。

#### <交通事故に対する安全性>

交通事故の発生による通行止めが人やモノの安定的な移動に支障をきたす場合があることを踏まえ、交通事故の発生が集中している箇所を特定した上で、その発生要因に応じた対策を講じるほか、これまでの交通安全対策の成果を活かし、関係機関と連携した対応に取り組みます。

#### <自動運転等の将来のモビリティへの備え>

今後、自動運転車が急速に普及していくことが見込まれることから、自動運転の技術開発の進展に応じて、歩行者・自転車との分離や中央分離帯の設置、沿道立地のアクセスコントロールといった交通安全・渋滞対策、道路空間のあり方、自動運転に対応した走行空間の確保などについて、全国の動向を注視しながら検討を進めます。

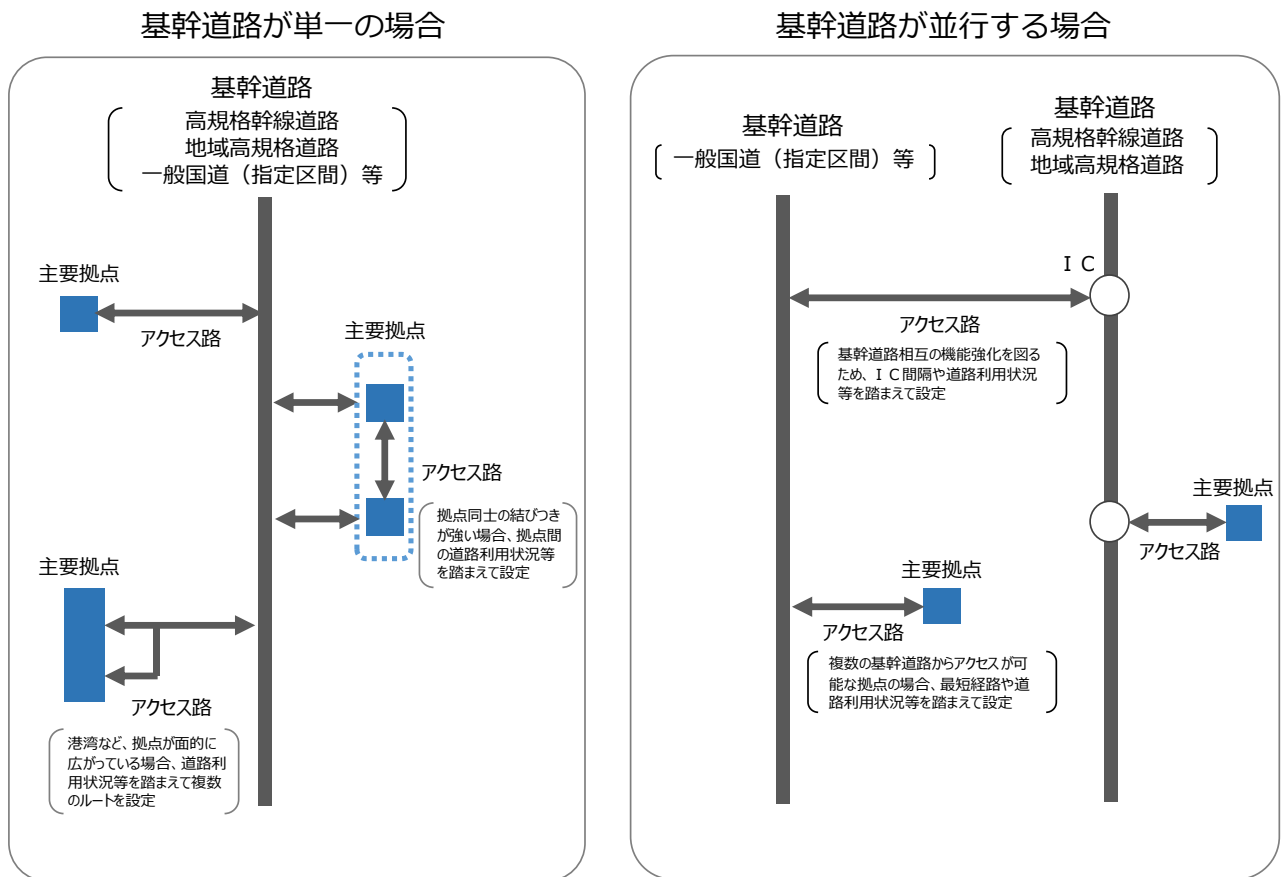
## (4) 広域道路ネットワーク設定の考え方

### ① 平常時におけるネットワーク

平常時におけるネットワークは、高規格幹線道路や地域高規格道路、一般国道（指定区間）等の基幹道路で構成されるダブルネットワークを基本として、基幹道路から最短経路で連絡するアクセス路を加えたネットワークを形成します。ダブルネットワークが形成されていない地域は、単一基幹道路とアクセス路で構成するようになりますが、今後、ダブルネットワーク化に向けて、整備を図っていきます。

なお、重要な物流拠点である港湾には、港湾法によって定められた臨港道路が整備されています。港湾内施設間の連絡や臨港地区外への接続は臨港道路で、臨港地区から各拠点までは基幹道路とアクセス路で繋ぐことで、港湾施設とも一体となったネットワークを形成します。

#### 【平常時のネットワークの考え方】



### ② 災害時におけるネットワーク

災害時における多重性・代替性を確保するネットワークについても、高規格幹線道路や地域高規格道路、一般国道（指定区間）等の基幹道路を基本とします。

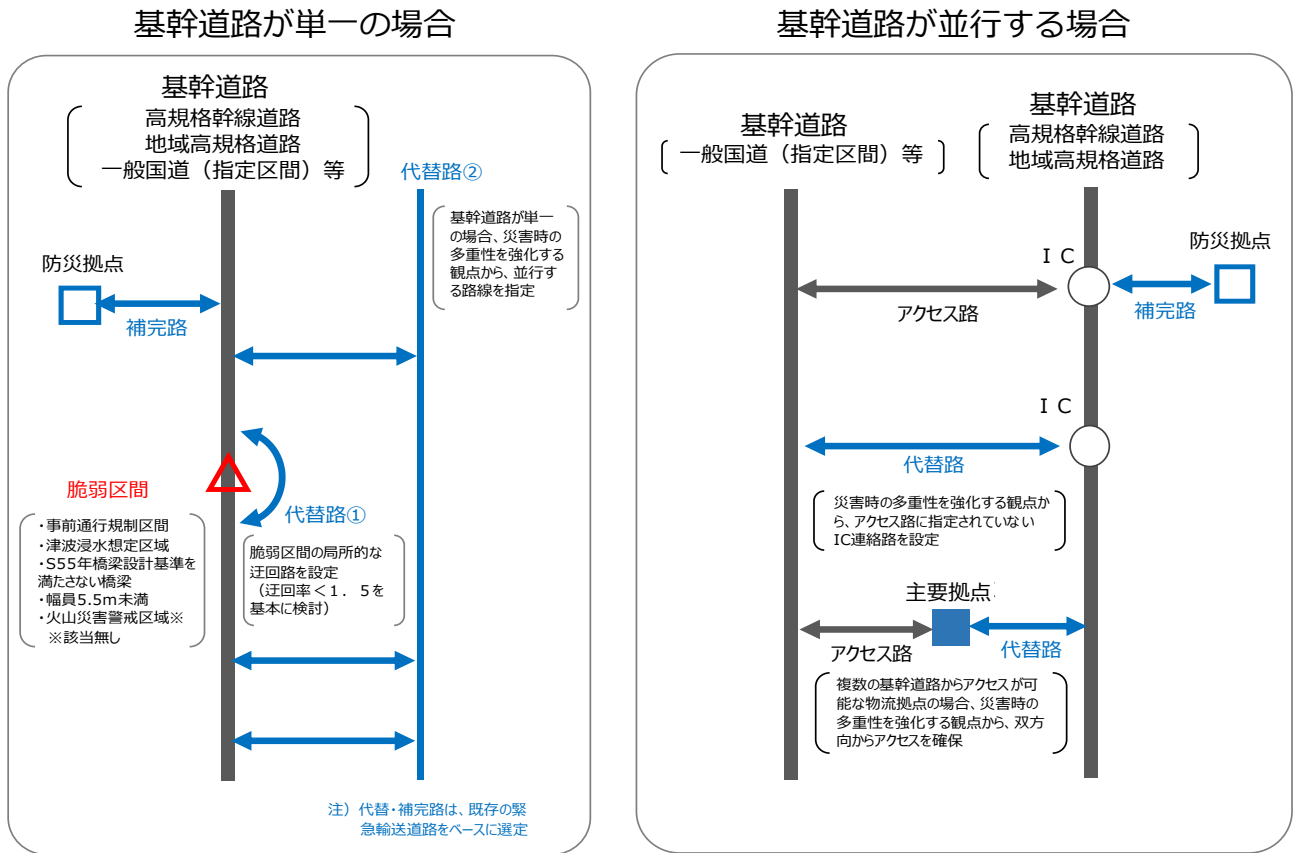
災害時におけるネットワークでは、多重性を確保するために「代替路」を確保します。これは、基幹道路に並行する地方管理道路を含め、広域的な代替路としての役割の他、基幹道路に津波浸水想定区域などの脆弱区間が存在する場合、大きな迂回を生じさせない迂回路としての役割も担います。



また、基幹道路と防災拠点へのアクセスの役割を担う「補完路」を確保します。

「代替路」と「補完路」のイメージは、以下の図のとおりとなります。

【災害時のネットワークの考え方】



なお、災害時の脆弱箇所（想定するリスク）は、事前通行規制区間、津波浸水想定区域、火山災害警戒区域、昭和55年橋梁設計基準を満たさない橋梁、幅員5.5m未満の区間を基本とします。

【脆弱箇所の設定一覧（想定するリスク）】

<b>道路幅員リスク</b>	物資を輸送する大型車の円滑な通行が困難な箇所 （「幅員 5.5m 以上の改良済」以外の箇所等）
<b>地震リスク</b>	i) 昭和 55 年改定の橋梁設計基準を満たさない橋梁 ii) 落石・土砂災害・雪崩等のおそれのある箇所（事前通行規制区間）
<b>津波リスク</b>	都道府県で作成・公表されている津波浸水想定区域内の箇所
<b>豪雨・豪雪リスク</b>	落石、土砂災害、雪崩等のおそれのある箇所 （事前通行規制区間）
<b>火山リスク</b>	「活火山対策特別措置法第 3 条」に定められる火山災害警戒地域内の道路 ※四国地方には該当道路なし

## 2 広域道路ネットワーク形成のための拠点設定

### (1) 拠点設定の考え方

平常時・災害時を問わないネットワーク計画を策定する上で、考慮すべき拠点について、「都市」、「物流」、「交流・観光」、「防災」の観点から設定を行います。

それぞれの拠点の考え方については、以下に示すとおりです。

#### 【「都市」拠点の考え方】

拠点	概要	設定理由	平常時	災害時
地方中核都市	都道府県庁所在地または人口が概ね30万人以上の都市 【「21世紀の国土のランドデザイン」（平成10年3月閣議決定）に記載】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中心都市として、生産・消費に伴う大量の輸送需要が発生するため</li> <li>● 観光施設が多く、広域的な観光総合案内や宿泊施設が充実し観光客が集中するため</li> </ul>	○	○
地方中心都市	人口が10万人以上の都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中心都市として、生産・消費に伴う大量の輸送需要が発生するため</li> <li>● 観光施設が多く、広域的な観光総合案内や宿泊施設が充実し観光客が集中するため</li> </ul>	○	○
地方生活圏中心都市	大都市地域及び沖縄県を除く全国において、都市と周辺の農山漁村が一体になるよう設定した生活圏域（地方生活圏、二次生活圏）の中心となる都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中心都市として、生産・消費に伴う大量の輸送需要が発生するため</li> <li>● 観光施設が多く、広域的な観光総合案内や宿泊施設が充実し観光客が集中するため</li> </ul>	○	○
市町村役場	市町村の役所・役場及びその立地する地域 【地方自治法第2条第3項市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものを除き、地域における事務等を処理するものとする】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の防災本部として機能するため</li> <li>● 地域における救援物資の集散拠点として機能するため</li> </ul>	—	○

## 【「物流」拠点の考え方】

拠点	概要	設定理由	平常時	災害時
<b>拠点空港</b>	国際航空輸送網、または、国内航空輸送網の拠点となる空港 【空港法第4条に基づき、国土交通大臣または空港会社が設置・管理する空港】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マルチモーダル（複数の交通機関の連携）による効率的な輸送の支援を図るため</li> <li>●飛行機による国内外からの長距離移動として自動車との乗り換え拠点として機能するため</li> </ul>	○	○
<b>重要港湾</b>	国際・国内の海上輸送網の拠点となる港湾 【港湾法第2条第2項に定めのある、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マルチモーダルによる効率的な輸送の支援を図るため</li> <li>●国際海上コンテナ車（40ft背高）の起終点となることが多いため</li> </ul>	○	○
<b>コンテナ取扱駅（トップリフター駅）</b>	鉄道コンテナ輸送とトラック輸送との間の載せ替え拠点 【鉄道事業法に基づく事業許可を取得したJR貨物株式会社が運営する貨物駅】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マルチモーダルによる効率的な輸送の支援を図るため</li> </ul>	○	○
<b>トラックターミナル</b>	大型トラックと小型トラックとの間の貨物の積み替え 【自動車ターミナル法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多数のトラックの起終点及び積み替え地点であるため</li> </ul>	○	○
<b>卸売市場</b>	生鮮食料品等の取引及び荷さばきを行う施設（集分荷機能、価格形成機能、品揃え機能、代金決済機能） 【卸売市場法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物流車両の起終点であるため</li> </ul>	○	○
<b>工業団地</b>	一定の範囲を工業用地として整備し、工場や倉庫を計画的に立地させた地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物流車両の起終点であるため</li> <li>●国際海上コンテナ車（40ft背高）の起終点となることが多いため</li> </ul>	○	○
<b>保税地域</b>	外国から輸入された貨物を、税関の輸入許可が未了の状態にて関税を留保したまま保管できる場所として、財務大臣が指定（指定保税地域）または税関が承認（総合保税地域）したもの 【関税法第37条（指定保税地域）、同法第62条の8（総合保税地域）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物流車両の起終点であるため</li> <li>●国際海上コンテナ車（40ft背高）の起終点となることが多いため</li> </ul>	○	○
<b>その他</b>	その他物流上必要な拠点	—	○	○

【「交流・観光」拠点の考え方】

拠点	概要	設定理由	平常時	災害時
主要鉄道駅	交通結節点機能を有し、利用の最も多い駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通結節点としてモーダルコネクト拠点となりうるため</li> <li>●駅前広場周辺は観光施設が多く、観光客が集中するため</li> </ul>	○	—
主要観光地 (国際観光上重要な地等)	「美しき日本」を象徴する観光資源であり、日本人として一生に一度は見てほしい、外国の人々にも誇りたい観光資源 【道路法5条4項『国際観光上重要な地』、道路法『主要な観光地』】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要な観光地であり、観光客が集中するため</li> </ul>	○	—
クルーズ船の寄港が想定される港湾	クルーズ船の寄港実績がある若しくは今後寄港が想定される港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フェリー・クルーズ船による観光周遊ルートの拠点となりうるため</li> </ul>	○	—

【「防災」拠点の考え方】

拠点	概要	設定理由	平常時	災害時
自衛隊駐屯地	陸上自衛隊の部隊または機関が所在する駐屯地 【自衛隊法施行令第50条により規定された陸上自衛隊の駐屯地】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊の応援部隊の人員・車両や資材等の集散拠点となるため</li> </ul>	—	○
広域防災拠点 (備蓄基地・進出活動拠点)	広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設 【災害対策基本法に基づき、県が作成する地域防災計画に位置付け】 【南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に位置付け】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となるため</li> </ul>	—	○

<b>災害医療拠点 (災害(基幹) 拠点病院)</b>	災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能や、DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣機能等を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する病院	●被災地からの重症者の受入及び搬出を行う拠点や、被災地へDMATの派遣及び被災地外から派遣されたDMAT等の活動拠点となるため	-	○
<b>防災機能を 有する道の駅</b>	道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域の振興に寄与することを目的として設置 「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ休憩施設 【道路法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律等】	●地域における救援物資の集散拠点となるため	-	○
<b>災害時民間物資 集積拠点</b>	災害時の支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間施設 【国土交通省による「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築に関する協議会」がとりまとめた、災害時に活用できる民間物流拠点】 【愛媛県救援物資供給マニュアルに位置付け】	●地域における救援物資の集散拠点となるため	-	○
<b>製油所・油槽所</b>	我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生じるおそれがある場合において、経済産業大臣が備蓄量の報告を求める施設 【石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則に位置付け】	●災害復興の際、緊急車両、暖房、生産活動等の必要な石油(ガソリン、灯油等)を確保する必要があるため	-	○
<b>道路啓開計画 拠点</b>	南海トラフ地震発生時に広域道路啓開を行うための出発・集結拠点となる施設 【四国道路啓開計画で出発・集結拠点に指定されている施設】	●災害時における道路啓開の拠点となるため	-	○
<b>原子力発電所</b>	原子炉の中でウランやプルトニウム等の核分裂反応によって発生するエネルギーにより発電を行う発電所 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の対象となる施設】	●原発事故の際の避難・救援の起点となるため	-	○
<b>その他</b>	その他防災上必要な拠点 ・地域防災計画に位置付けされた耐震強化岸壁 ・オフサイトセンター	●発災直後から緊急物資等の輸送や経済活動の拠点となるため ●原発事故の際の重要な拠点となるため	-	○

## (2) 拠点一覧

(1) の考え方にに基づき、愛媛県における拠点を選定しました。

### 【「都市」拠点の一覧】

分類	拠点
地方中核都市	愛媛県庁舎、松山市役所
地方中心都市	今治市役所、新居浜市役所、西条市役所
地方生活圏 中心都市	宇和島市役所、大洲市役所、西予市役所、八幡浜市役所、 久万高原町役場
市町村役場	四国中央市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場、 愛南町役場、砥部町役場、内子町役場本庁舎、鬼北町役場、 伊方町役場、上島町役場、松野町役場

### 【「物流」拠点の一覧】

分類	拠点
拠点空港	松山空港
重要港湾	松山港（三津浜港、松山観光港、外港地区国際物流ターミナル）、 宇和島港（築地新内港地区）、 新居浜港（本港地区、東港地区）、 今治港（今治地区、国際物流ターミナル）、 東予港（中央地区）、 三島川之江港（金子地区国際物流ターミナル、村松第1号岸壁、 村松第8号岸壁）
コンテナ取扱駅 (トップリフター駅)	新居浜駅、松山貨物駅
トラックターミナル	天保山トラックターミナル
卸売市場	松山市中央卸売市場中央市場、松山市中央卸売市場水産市場
工業団地	寒川東部（四国中央市）、村松（四国中央市）、 紙屋町・宮川（四国中央市）、中之庄（四国中央市）、 寒川（四国中央市）、金子地区（四国中央市）、 新居浜市西部工業地区（新居浜市）
保税地域	松山港外港新埠頭指定保税地域、 愛媛エフ・イー・ゼット(株)愛媛国際物流ターミナル
その他 (特に地域で 重要な拠点)	三崎港（地方港湾）、八幡浜港（特定地域振興重要港湾）

## 【「交流・観光」拠点の一覧】

分類	拠点
主要鉄道駅	松山駅、松山市駅
主要観光地 (国際観光上 重要な地等)	しまなみ海道橋梁群、 道後温泉の道後温泉本館、松山城、県立とべ動物園、 内子座、臥龍山荘、宇和島城
クルーズ船の寄港 が想定される港湾	松山港（外港地区第1ふ頭2号岸壁）、 宇和島港（坂下津第2号岸壁）

## 【「防災」拠点の一覧】

分類	拠点
自衛隊 駐屯地	陸上自衛隊松山駐屯地
広域防災拠点 (備蓄基地・進出 活動拠点)	やまじ風公園、山根公園、小松中央公園、アウトドアオアシス石鎚、 今治西部丘陵公園、愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）、 県営総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、 ウエルピア伊予、久万公園グランド、八幡浜・大洲地区運動公園、 伊方町民グランド、西予市宇和運動公園、 宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）、丸山公園、 鬼北総合公園、第3号南レク都市公園、 タイカワ運輸エクセレント倉庫、四国中央市消防本部、 道の駅伯方SCパーク、久万高原町役場柳谷支所、 松山中央公園、宇和文化会館駐車場
災害医療拠点 (災害（基幹） 拠点病院)	市立宇和島病院、国立大学法人 愛媛大学医学部附属病院、 愛媛県立中央病院、愛媛県立新居浜病院、 愛媛県立今治病院、公立学校共済組合 四国中央病院、 市立八幡浜総合病院、松山赤十字病院
防災機能を 有する道の駅	天空の郷さんさん、マイントピア別子、八幡浜みなとと、ひろた、みま、みかわ、 どんぶり館、なかやま、小松オアシス、日吉夢産地、広見森の三角ぼうし
災害時民間物資 集積拠点	一宮運輸（株）新居浜物流センター1号倉庫、 一宮運輸（株）新居浜物流センター2号倉庫、 四国西濃運輸（株）松山支店、佐川急便（株）松山営業所、 日本通運（株）松山ターミナル事業所、日本通運（株）新居浜支店、 四国福山通運（株）大洲営業所、日本通運（株）西予営業所、 四国福山通運（株）宇和島営業所、日本興運（株）中央物流センター

<b>製油所・油槽所</b>	太陽石油(株) 四国事業所、コスモ松山石油(株) 松山工場、 菊間国家石油備蓄基地、波方国家石油ガス備蓄基地
<b>道路啓開計画 拠点</b>	重信川防災ステーション
<b>原子力発電所</b>	四国電力(株) 伊方発電所
<b>その他 (特に地域で重要 な拠点)</b>	松山港（耐震強化岸壁）、宇和島港（耐震強化岸壁）、 今治港（耐震強化岸壁）、新居浜港（耐震強化岸壁）、 東予港（耐震強化岸壁）、八幡浜港（耐震強化岸壁）、 三崎港（耐震強化岸壁）、中島港（耐震強化岸壁） ※耐震強化岸壁は、計画、整備中を含む 愛媛県オフサイトセンター



### 3 広域道路ネットワーク計画

前述の広域道路ネットワーク設定の考え方、及び選定した各拠点を踏まえ、既存の高規格幹線道路網に加え、次の路線を広域道路ネットワークに位置付け、愛媛県における広域道路ネットワークの効率的な強化を図っていきます。

#### (1) 愛媛県広域道路ネットワーク路線一覧表

##### 【高規格幹線道路網以外の基幹道路】

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
高知松山自動車道	高規格道路	愛媛県上浮穴郡久万高原町	愛媛県松山市
松山外環状道路	高規格道路	愛媛県松山市	愛媛県松山市
大洲・八幡浜自動車道	高規格道路	愛媛県大洲市	愛媛県八幡浜市
一般国道 11 号	一般広域道路	愛媛県四国中央市	愛媛県松山市
一般国道 33 号	一般広域道路	愛媛県上浮穴郡久万高原町	愛媛県松山市
一般国道 56 号	一般広域道路	愛媛県南宇和郡愛南町	愛媛県松山市
一般国道 192 号	一般広域道路	愛媛県西条市	愛媛県四国中央市
一般国道 196 号	一般広域道路	愛媛県松山市	愛媛県西条市

##### 【構想路線】

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
伊予・松山港連絡道路	構想路線	愛媛県松山市	愛媛県伊予市
豊後伊予連絡道路	構想路線	大分県大分市	愛媛県八幡浜市

##### 【基幹道路以外の道路（アクセス路・代替路・補完路）】

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
一般国道 194 号	その他	西条市藤之石	西条市中野
一般国道 197 号	その他	北宇和郡鬼北町日向谷	大洲市菅田町菅田
		大洲市北只	西宇和郡伊方町三崎
一般国道 317 号	その他	松山市勝山町二丁目	今治市内堀二丁目
		今治市吉海町名	今治市宮窪町宮窪
		今治市伯方町叶浦	今治市伯方町叶浦
		今治市上浦町甘崎	今治市上浦町甘崎
一般国道 320 号	その他	宇和島市栄町二丁目	宇和島市坂下津
		宇和島市曙町	北宇和郡鬼北町大字下鍵山

## 第2章 広域道路ネットワーク計画

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
一般国道 378 号	その他	伊予市下吾川	八幡浜市保内町宮内
		八幡浜市江戸岡一丁目	宇和島市吉田町立間尻
一般国道 379 号	その他	伊予郡砥部町大南	喜多郡内子町内子
一般国道 381 号	その他	北宇和郡松野町大字吉野	北宇和郡鬼北町大字永野市
一般国道 437 号	その他	松山市中央二丁目	松山市古三津六丁目
		松山市三津二丁目	松山市三津一丁目
一般国道 440 号	その他	上浮穴郡久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町西谷
一般国道 441 号	その他	大洲市大洲	大洲市大洲
		北宇和郡鬼北町大字近永	北宇和郡鬼北町大字永野市
主要地方道 宿毛津島線	その他	宇和島市津島町岩淵	宇和島市津島町高田
		宇和島市津島町高田	宇和島市津島町高田
主要地方道 新居浜角野線	その他	新居浜市繁本町	新居浜市松原町
主要地方道 西条久万線	その他	上浮穴郡久万高原町菅生	上浮穴郡久万高原町久万
主要地方道 壬生川新居浜野田線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市下島山
		西条市船屋	四国中央市土居町野田
		西条市神拝	西条市明屋敷
主要地方道 今治港線	その他	今治市片原町一丁目	今治市別宮町一丁目
主要地方道 大西波止浜港線	その他	今治市波方町樋口	今治市内堀二丁目
主要地方道 松山空港線	その他	松山市南吉田町	松山市南吉田町
		松山市南吉田町	松山市空港通二丁目
主要地方道 松山港線	その他	松山市高浜町六丁目	松山市内浜町
		松山市古三津二丁目	松山市古三津二丁目
		松山市中央二丁目	松山市中央一丁目
		松山市大手町二丁目	松山市大手町一丁目
主要地方道 松山北条線	その他	松山市勝山町二丁目	松山市道後町
主要地方道 伊予松山港線	その他	松山市南吉田町	松山市南吉田町
		松山市南吉田町	松山市三津三丁目
		松山市南吉田町	松山市南吉田町
主要地方道 伊予川内線	その他	伊予市下吾川	伊予市上三谷
		伊予市八倉	松山市森松町
		東温市上村	東温市上村
主要地方道 大洲長浜線	その他	大洲市東若宮	大洲市長浜
主要地方道 宇和野村線	その他	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市宇和町稲生
主要地方道 宇和三瓶線	その他	西予市宇和町下松葉	西予市三瓶町朝立
主要地方道 宇和三間線	その他	宇和島市三間町務田	宇和島市三間町曾根
主要地方道 今治波方港線	その他	今治市喜田村二丁目	今治市常盤町四丁目

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
主要地方道 宇和明浜線	その他	西予市宇和町伊賀上	西予市明浜町俵津
主要地方道 宇和島城辺線	その他	宇和島市津島町岩渕	南宇和郡愛南町蓮乗寺
主要地方道 新居浜別子山線	その他	新居浜市船木	新居浜市船木
		新居浜市喜光地町一丁目	新居浜市立川町
主要地方道 大平砥部線	その他	伊予郡砥部町上原町	伊予郡砥部町上原町
主要地方道 内子河辺野村線	その他	喜多郡内子町五十崎	喜多郡内子町五十崎
		喜多郡内子町五十崎	喜多郡内子町平岡
主要地方道 広見三間宇和島線	その他	北宇和郡鬼北町大字永野市	宇和島市三間町務田
一般県道 上分三島線	その他	四国中央市中曾根町	四国中央市三島宮川四丁目
一般県道 国領高木線	その他	新居浜市船木	新居浜市東田三丁目
一般県道 西条港線	その他	西条市神拝	西条市大町
一般県道 壬生川港小松線	その他	西条市今在家	西条市氷見
一般県道 今治停車場線	その他	今治市別宮町一丁目	今治市別宮町一丁目
一般県道 波方環状線	その他	今治市波方町樋口	今治市波方町馬刀湯
一般県道 六軒家石手線	その他	松山市中央一丁目	松山市本町六丁目
		松山市道後湯之町	松山市道後湯之町
一般県道 道後公園線	その他	松山市道後町	松山市道後町
一般県道 久米垣生線	その他	松山市余戸南三丁目	松山市余戸西二丁目
一般県道 森松重信線	その他	松山市森松町	松山市森松町
		東温市牛渕	東温市見奈良
一般県道 久谷森松停車場線	その他	伊予郡砥部町高尾田	伊予郡砥部町高尾田
		松山市森松町	松山市森松町
一般県道 美川松山線	その他	東温市牛渕	東温市牛渕
一般県道 八倉松前線	その他	伊予郡松前町大字筒井	伊予郡松前町大字筒井
一般県道 鳥首五十崎線	その他	喜多郡内子町五十崎	喜多郡内子町五十崎
一般県道 内子停車場線	その他	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子
一般県道 鳥坂宇和線	その他	西予市宇和町卯之町	西予市宇和町卯之町
一般県道 八幡浜保内線	その他	八幡浜市大平	八幡浜市字白浜
一般県道 鳥井喜木津線	その他	西宇和郡伊方町九町	西宇和郡伊方町伊方越
一般県道 佐田岬三崎線	その他	西宇和郡伊方町三崎	西宇和郡伊方町三崎
一般県道 宇和島港線	その他	宇和島市築地町二丁目	宇和島市寿町二丁目
一般県道 宮崎波方線	その他	今治市波方町宮崎	今治市波方町馬刀湯
一般県道 三島川之江港線	その他	四国中央市妻鳥町	四国中央市妻鳥町
一般県道 松山川内線	その他	松山市北梅本町	東温市西岡
一般県道 新居浜東港線	その他	新居浜市郷1丁目	新居浜市東田2丁目
松山市道 梅津寺高岡線	その他	松山市内浜町	松山市会津町

## 第2章 広域道路ネットワーク計画

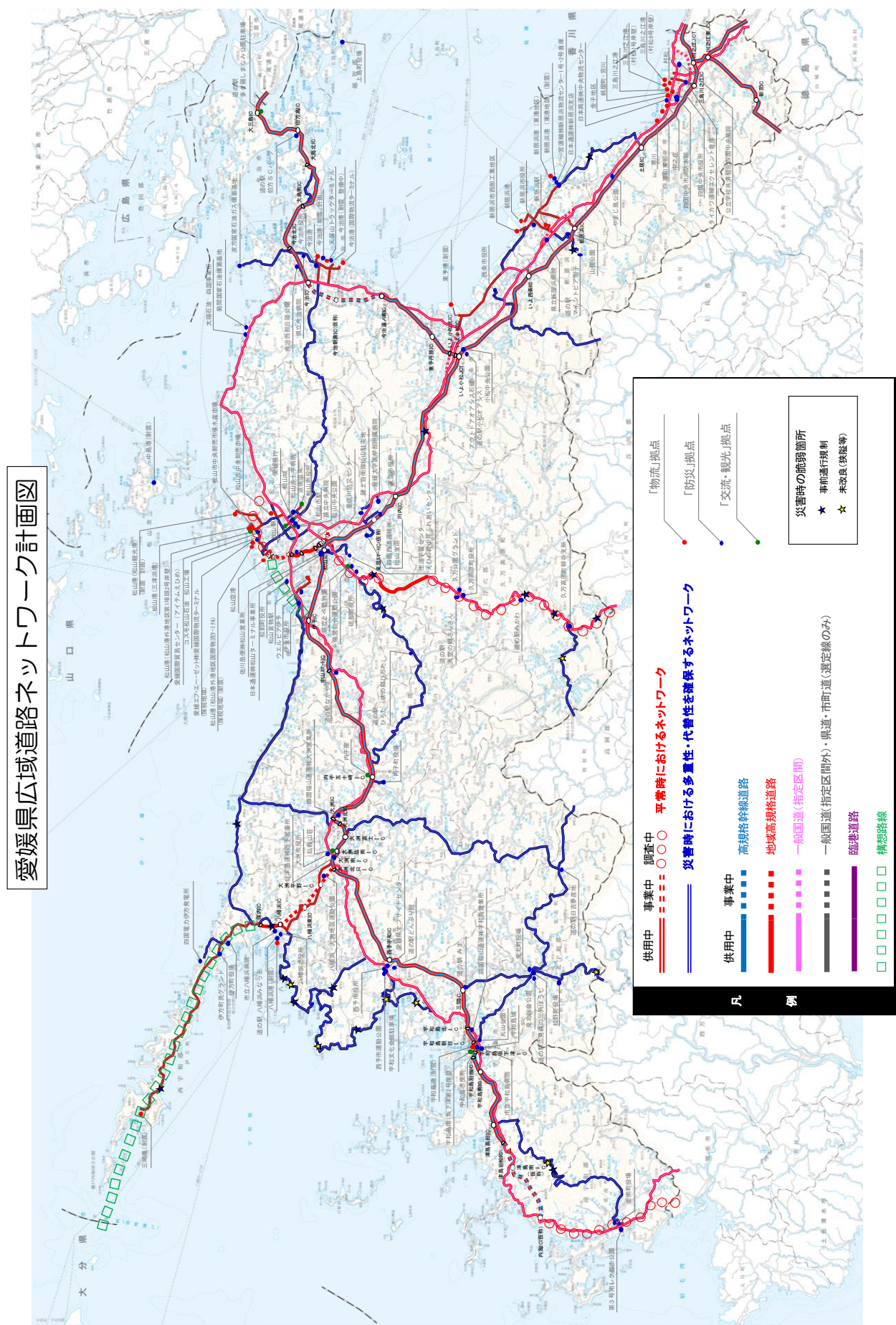
路線名	分類	起終点	
		起点	終点
松山市道 大可賀道後松山港線	その他	松山市若葉町	松山市松江町
松山市道 松山環状線北部	その他	松山市東長戸四丁目	松山市中央二丁目
松山市道 余土 205 号線	その他	松山市余戸西一丁目	松山市南吉田町
松山市道 余土 206 号線	その他	松山市余戸西二丁目	松山市南吉田町
松山市道 千舟町高岡線	その他	松山市千舟町七丁目	松山市南江戸三丁目
松山市道 中央循環線	その他	松山市本町四丁目	松山市平和通一丁目
松山市道 鮎屋町護国神社前線	その他	松山市一番町一丁目	松山市喜与町一丁目
		松山市平和通一丁目	松山市文京町
松山市道 味生 136 号線	その他	松山市大可賀二丁目	松山市大可賀二丁目
松山市道 松山環状線南部	その他	松山市天山三丁目	松山市和泉北一丁目
松山市道 松山環状線西部	その他	松山市和泉北二丁目	松山市空港通二丁目
		松山市南江戸三丁目	松山市中央二丁目
松山市道 中之川通線	その他	松山市湊町六丁目	松山市湊町五丁目
松山市道 千舟町古川線	その他	松山市末広町	松山市末広町
松山市道 浮穴 51 号線	その他	松山市森松町	松山市森松町
松山市道 余土 142 号線	その他	松山市保免西四丁目	松山市保免西四丁目
松山市道 小野 64 号線	その他	松山市南梅本町	松山市南梅本町
松山市道 久谷 163 号線	その他	松山市上野町	松山市上野町
松山市道 花園町線	その他	松山市南堀端町	松山市湊町六丁目
今治市道 鳥生大浜八町線	その他	今治市東鳥生二丁目	今治市八町東三丁目
今治市道 喜田村松木線	その他	今治市喜田村二丁目	今治市喜田村二丁目
今治市道 石井岡ノ内線	その他	今治市石井町四丁目	今治市石井町四丁目
今治市道 高地矢田線	その他	今治市高地町一丁目	今治市矢田
今治市道 中浦線	その他	今治市波方町宮崎	今治市波方町宮崎
今治市道 辰の口・岩谷線	その他	今治市菊間町種	今治市菊間町種
宇和島市道 朝日町築地線	その他	宇和島市築地町一丁目	宇和島市築地町二丁目
宇和島市道 築地本線	その他	宇和島市築地町二丁目	宇和島市築地町二丁目
宇和島市道 築地町 12 号線	その他	宇和島市築地町二丁目	宇和島市築地町二丁目
宇和島市道 寿町栄町港線	その他	宇和島市栄町港三丁目	宇和島市栄町港二丁目
宇和島市道 寿町住吉町線	その他	宇和島市弁天町一丁目	宇和島市弁天町一丁目
宇和島市道 曙町弁天町線	その他	宇和島市弁天町一丁目	宇和島市弁天町一丁目
宇和島市道 弁天町 5 号線	その他	宇和島市栄町港三丁目	宇和島市寿町二丁目
宇和島市道 丸之内桜町線	その他	宇和島市丸之内一丁目	宇和島市堀端町
宇和島市道 本町追手御殿町線	その他	宇和島市堀端町	宇和島市御殿町
宇和島市道 丸穂町 9 号線	その他	宇和島市丸穂町一丁目	宇和島市丸穂

路線名	分類	起終点	
		起点	終点
宇和島市道 丸穂線	その他	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂
宇和島市道 丸穂町7号線	その他	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂
宇和島市道 伊吹町国道線	その他	宇和島市伊吹町	宇和島市伊吹町
宇和島市道 丸之内10号線	その他	宇和島市丸之内一丁目	宇和島市丸之内一丁目
宇和島市道 坂下津44号線	その他	宇和島市坂下津	宇和島市坂下津
八幡浜市道 矢野町大平線	その他	八幡浜市北浜一丁目	八幡浜市字白浜
八幡浜市道 北浜4号線	その他	八幡浜市北浜一丁目	八幡浜市北浜一丁目
八幡浜市道 大平市立病院線	その他	八幡浜市大平	八幡浜市大平
新居浜市道 96号港町繁本東筋線	その他	新居浜市港町	新居浜市繁本町
新居浜市道 46号西原東須賀線	その他	新居浜市西原二丁目	新居浜市港町
新居浜市道 17号北新町江口線	その他	新居浜市北新町	新居浜市江口町
新居浜市道 20号新田松神子線	その他	新居浜市新田町一丁目	新居浜市北新町
新居浜市道 2号磯浦中新田線	その他	新居浜市新田町三丁目	新居浜市新田町一丁目
新居浜市道 664号松木東城線	その他	新居浜市松木町	新居浜市坂井町三丁目
新居浜市道 528号下泉本郷線	その他	新居浜市坂井町三丁目	新居浜市坂井町三丁目
新居浜市道 303号駅裏角野線	その他	新居浜市坂井町二丁目	新居浜市坂井町三丁目
新居浜市道 262号東港東浜筋線	その他	新居浜市多喜浜六丁目	新居浜市多喜浜六丁目
新居浜市道 680号東浜北通り線	その他	新居浜市多喜浜六丁目	新居浜市多喜浜六丁目
新居浜市道 374号本郷西筋線	その他	新居浜市本郷三丁目	新居浜市本郷三丁目
新居浜市道 669号端出場1号線	その他	新居浜市立川町	新居浜市立川町
新居浜市道 678号北浜西筋線	その他	新居浜市多喜浜六丁目	新居浜市多喜浜六丁目
西条市道 西条20号線	その他	西条市明屋敷	西条市明屋敷
西条市道 清楽寺線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市小松町新屋敷
西条市道 川原谷大日線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市小松町新屋敷
西条市道 川原谷岡村線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市小松町新屋敷
西条市道 ハイウェイオアシス線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市小松町新屋敷
西条市道 中央公園西線	その他	西条市小松町新屋敷	西条市小松町新屋敷
大洲市道 運動公園線	その他	大洲市平野町	大洲市平野町
大洲市道 北只団地1号線	その他	大洲市北只	大洲市北只
伊予市道 旗屋柿ノ木2号線	その他	伊予市上三谷	伊予市上三谷
伊予市道 日尾野引坂線	その他	伊予市双海町上灘	伊予市双海町上灘
伊予市道 八倉下線	その他	伊予市八倉	伊予市八倉
四国中央市道 港通井地線	その他	四国中央市川之江町	四国中央市川之江町
四国中央市道 国道海岸線	その他	四国中央市三島金子一丁目	四国中央市三島金子一丁目
四国中央市道 中之庄埋立3号線	その他	四国中央市三島金子一丁目	四国中央市三島金子一丁目

## 第2章 広域道路ネットワーク計画

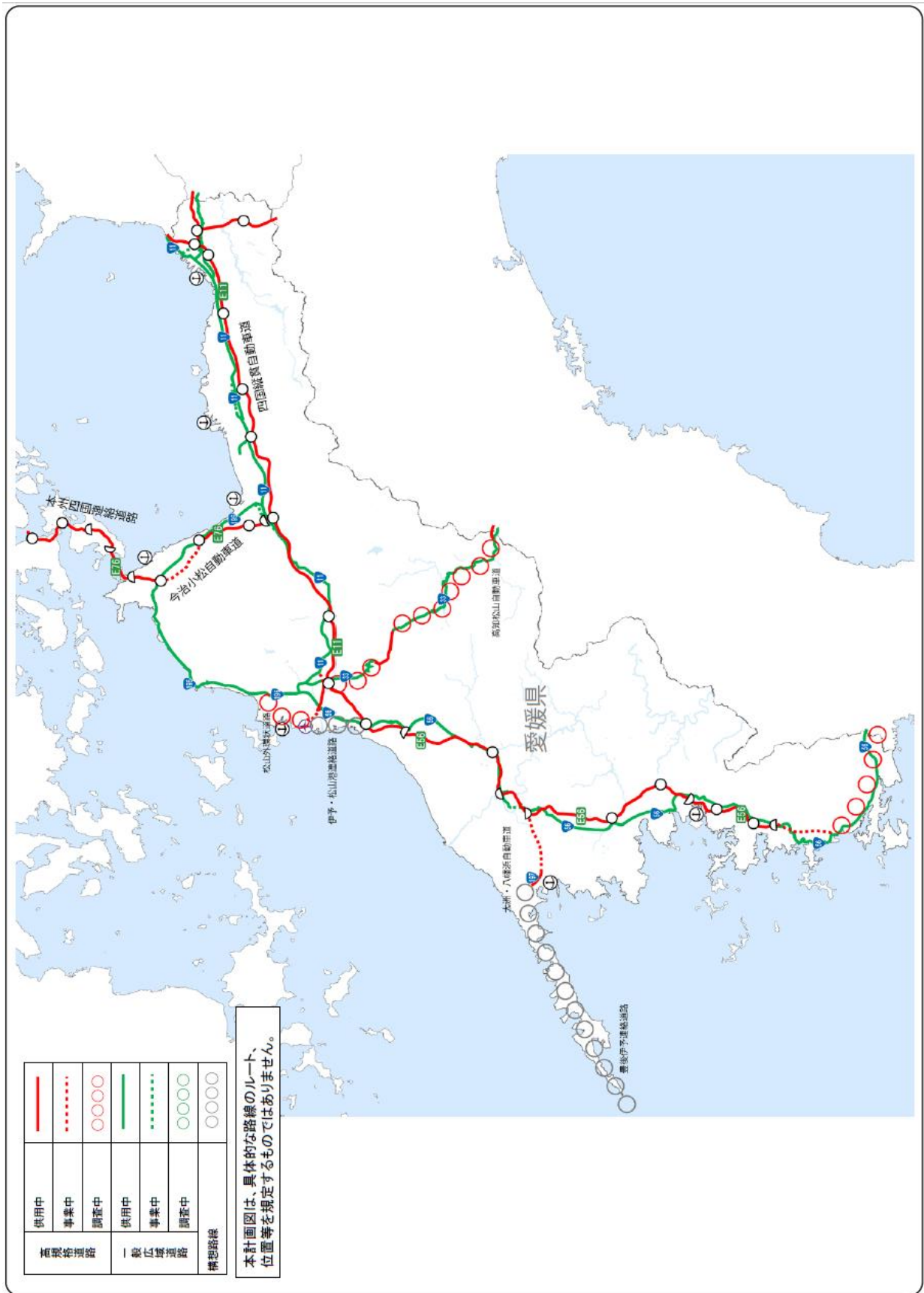
路線名	分類	起終点	
		起点	終点
四国中央市道 下具定線	その他	四国中央市具定町	四国中央市具定町
四国中央市道 金子豊岡海岸線	その他	四国中央市具定町	四国中央市寒川町
四国中央市道 取芽矢線	その他	四国中央市寒川町	四国中央市寒川町
四国中央市道 取芽矢支線	その他	四国中央市寒川町	四国中央市寒川町
四国中央市道 川之江山田井線	その他	四国中央市川之江町	四国中央市川之江町
四国中央市道 畑野東道線	その他	四国中央市土居町畑野	四国中央市土居町畑野
西予市道 旧町地区 223 号線	その他	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市宇和町卯之町四丁目
西予市道 2 級路線 24 号線	その他	西予市宇和町卯之町四丁目	西予市宇和町卯之町三丁目
西予市道 旧町地区 175 号線	その他	西予市宇和町卯之町三丁目	西予市宇和町卯之町三丁目
東温市道 志津川医大線	その他	東温市志津川	東温市志津川
東温市道 牛淵上村線	その他	東温市牛淵	東温市上村
久万高原町道 緑ヶ丘線	その他	上浮穴郡久万高原町久万	上浮穴郡久万高原町久万
久万高原町道 西谷線	その他	上浮穴郡久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川
久万高原町道 立野線	その他	上浮穴郡久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川
砥部町道 宮内千足線	その他	伊予郡砥部町宮内	伊予郡砥部町宮内
内子町道 本町線	その他	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子
内子町道 本町旭線	その他	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子
伊方町道 伊方八幡浜線	その他	西宇和郡伊方町湊浦	西宇和郡伊方町湊浦
伊方町道 伊方宮内線	その他	西宇和郡伊方町湊浦	西宇和郡伊方町湊浦
伊方町道 湊浦横田線	その他	西宇和郡伊方町湊浦	西宇和郡伊方町湊浦
伊方町道 湊浦伊方越線	その他	西宇和郡伊方町湊浦	西宇和郡伊方町伊方越
松野町道 松丸中央線	その他	北宇和郡松野町大字松丸	北宇和郡松野町大字松丸
鬼北町道 武士狩野線	その他	北宇和郡鬼北町近永	北宇和郡鬼北町近永
鬼北町道 出日本町永野市線	その他	北宇和郡鬼北町永野市	北宇和郡鬼北町永野市
鬼北町道 永野市豊岡線	その他	北宇和郡鬼北町永野市	北宇和郡鬼北町永野市
愛南町道 大森城山線	その他	南宇和郡愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺
愛南町道 伊勢町線	その他	南宇和郡愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺

(2) 愛媛県広域道路ネットワーク計画図



(3) 愛媛県広域道路ネットワークのうち基幹道路及び構想路線計画図

愛媛県広域道路ネットワークのうち基幹道路及び構想路線計画図





## 第3章 交通・防災拠点計画

### 1 交通・防災拠点

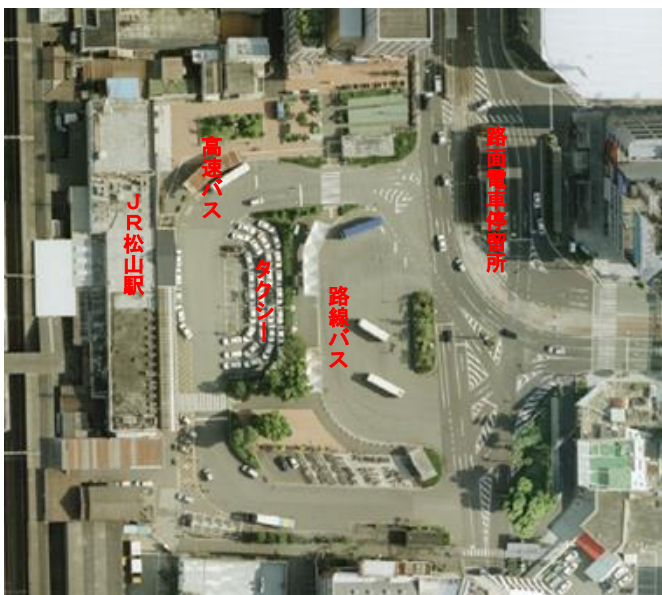
#### (1) 交通結節点の充実

##### 【JR 松山駅周辺整備事業】

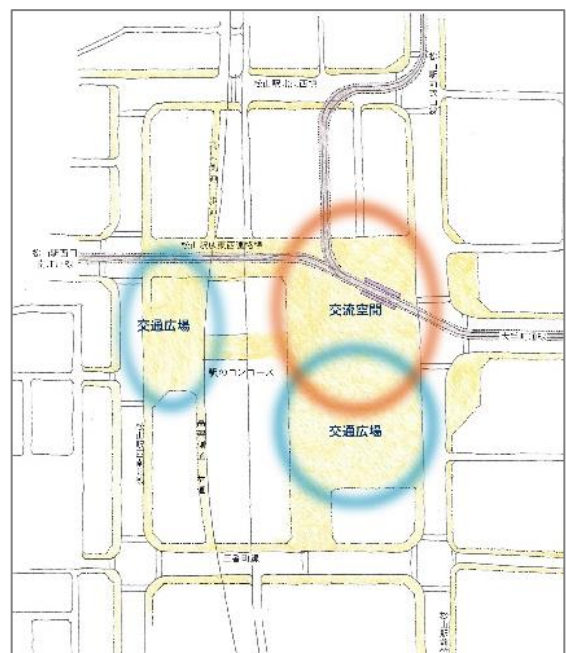
現在、松山駅周辺地区では、愛媛県による連続立体交差事業及び松山市による土地区画整理事業が進み、周辺地区の活性化と、快適で魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

松山駅の駅前広場は、広域交通の拠点としてだけでなく、県都松山の陸の玄関口として、都市を印象づける重要な場所です。そこで、現在駅の東側にある駅前広場を拡張し再整備を行い、西側にも駅前広場を新設します。また、現駅前広場東側に隣接した道路の中央部分にある路面電車停留所を駅前広場に移設するなど、適切な交通機能配置により、交通結節点機能の強化を図ります。

また、駅前広場整備と同時期に新設する、駅周辺の都市計画道路では、無電柱化や自転車走行帯の整備を行うほか、周辺エリアや駅前広場と調和した景観整備を行います。



現在の JR 松山駅 駅前広場



駅前広場の機能配置案

出典：松山市

【松山市駅】

松山市は、松山市駅前広場において、公共交通の利便性向上や中心市街地の賑わいの創出につながるコンパクトシティのシンボル広場として一体的な空間や回遊動線を確保できるよう、市駅前広場の整備を推進しています。郊外電車と路面電車、高速バス及び路線バスがスムーズに乗り換えが出来るように郊外電車と路面電車の乗降施設の近接化を図るとともに点在するバス乗降場を広場東側に集約し、広場中央に新たに交流広場を設けることとしています。

松山市駅前広場改変 完成予想図  
[全景パース]



松山市駅前広場改変 完成予想図  
[郊外電車出入口から見た広場パース]

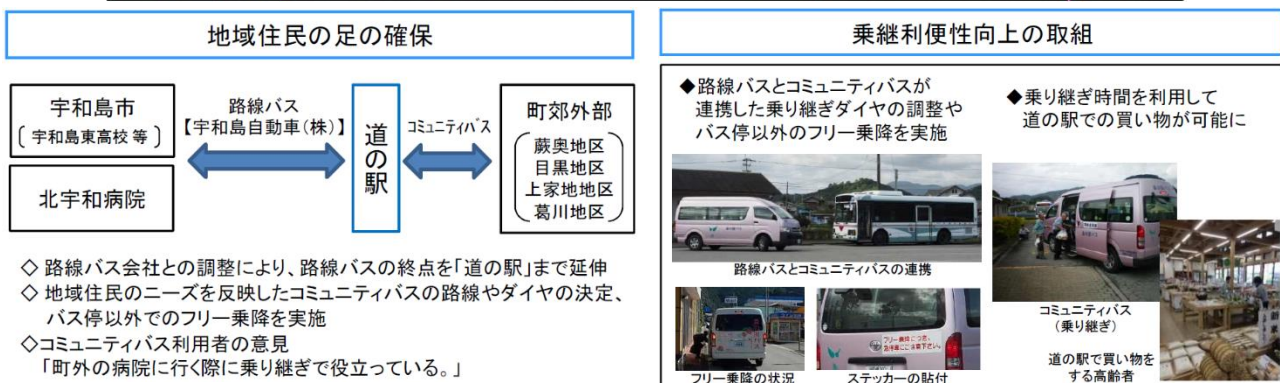
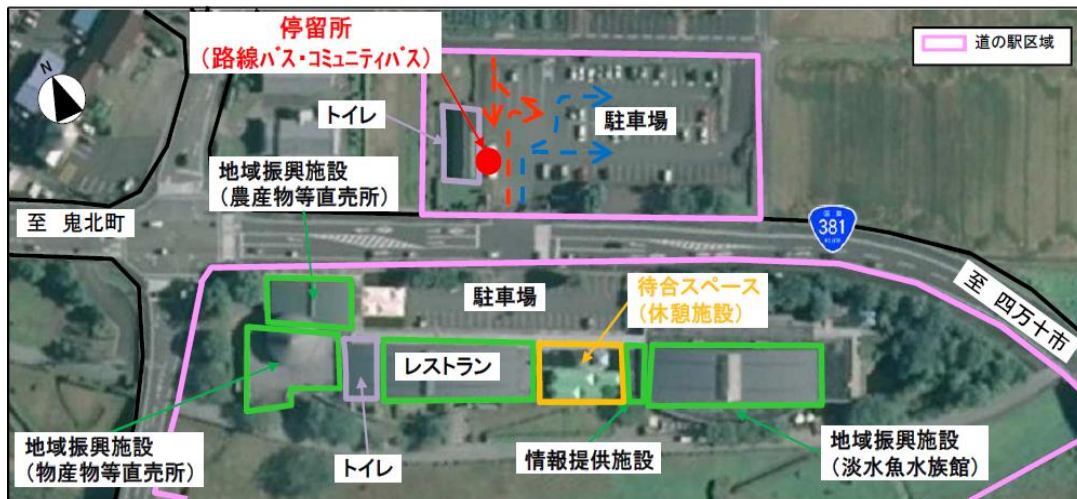
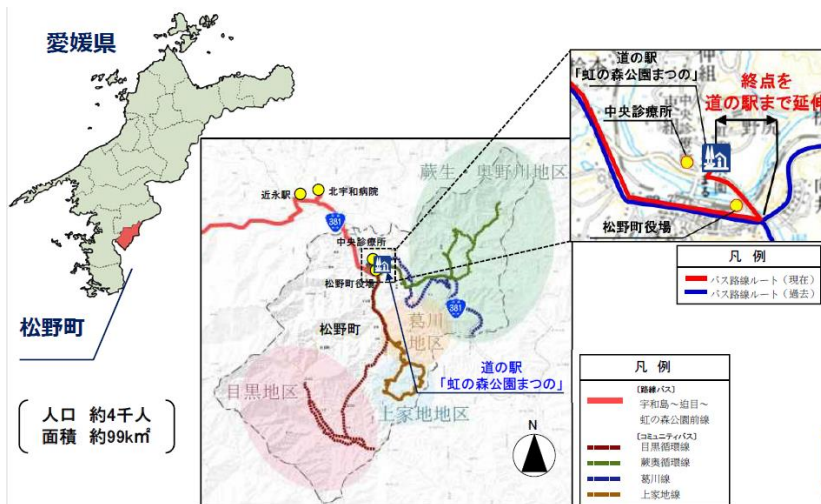


出典：松山市

## (2) 道の駅の交通・防災拠点化

### ○交通拠点化

道の駅「虹の森公園まつの」では、民間バス事業者との連携により、路線バスの終点を「道の駅」まで延伸するとともに、路線バスとコミュニティバス相互の運行状況に合わせた時間調整を行い、利便性向上を図っています。



出典：国土交通省 HP（記者発表資料、平成 29 年 11 月 22 日）

中山間地域及びその周辺において、「道の駅」を公共交通モード間の接続拠点としての乗継利便性向上を図る取組により、地域住民の生活の足の確保に資する試みが行われており、今後も、中山間地域において道の駅の交通拠点化を図っていきます。

○防災拠点化

道の駅「八幡浜みなと」では、平成30年7月豪雨の災害時に、停電復旧のため四国4県から応援車両が集結し、高所作業車など60台の夜間駐車場として活用しました。

また、道の駅「みま」においても、生活水の供給、仮設トイレの設置等、地域の防災拠点として機能し、復旧を後押ししました。

◆道の駅 八幡浜みなと (八幡浜市沖新田)

- 停電復旧のため四国4県から応援車両が集結
- 高所作業車など60台の夜間駐車場として活用



写真：八幡浜市 提供



◆道の駅 みま (宇和島市三間町務田)

生活水の供給と仮設トイレを設置！



道の駅「みま」 (愛媛県宇和島市)



生活水の供給状況



仮設トイレの設置 (男性用4基、女性用6基)

写真：国土交通省 提供

防災拠点として  
機能を発揮

平成30年7月豪雨において、道の駅が防災拠点として活躍し、その重要性が再認識されました。今後も災害発生時の状況や各地域の地域防災計画を踏まえ、防災拠点機能を有した道の駅の整備推進・機能強化を図っていきます。

愛媛県の「道の駅」



## 【道の駅第3ステージ】

国土交通省において、2020年からを「『道の駅』第3ステージ」と位置付けており、その取組の一つに「防災機能の強化」が掲げられています。その防災機能を担う道の駅の選定にあたっては、救援活動、集積基地など復旧・復興活動の拠点となる場所を選定していきます。

また、地域住民や道路利用者、外国人観光客も含め、他の防災施設と連携しながら安全・安心な場を提供する予定であり、各「道の駅」で地域の防災計画に基づき、BCPの策定、防災訓練など災害時の機能確保に向けた準備を着実に実施しており、これら「道の駅」の活動情報は、災害時に国、自治体、連絡会等で共有し、地域の復旧・復興の拠点として機能確保に向けた準備を着実に実施していきます。

以上から、今後、大規模災害時等の広域的な防災機能を担うため、ハード・ソフト両面から対策を強化した道の駅を選定していきます。

## 【選定要件】

都道府県が策定する広域的な防災計画及び新広域道路交通計画に  
広域的な防災拠点として位置づけられていること

災害時に求められる機能に応じて、以下に示す施設、体制が整っていること

- ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
- ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m<sup>2</sup>以上の駐車場を備えていること
- ③ BCP（業務継続計画）が策定されていること

施設・体制が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、  
施設、体制を整えるための具体的な計画があること

国土交通省 HP

出典：第2回「道の駅」第3ステージ推進委員会 配付資料

## 【防災機能を有する道の駅】

防災機能を有する道の駅（候補）については、以下の道の駅を選定したところです。

## 防災機能を有する道の駅（候補）

天空の郷さんさん、マイントピア別子、八幡浜みなと、ひろた、みま、みかわ、どんぶり館、なかやま、小松オアシス、日吉夢産地、広見森の三角ぼうし

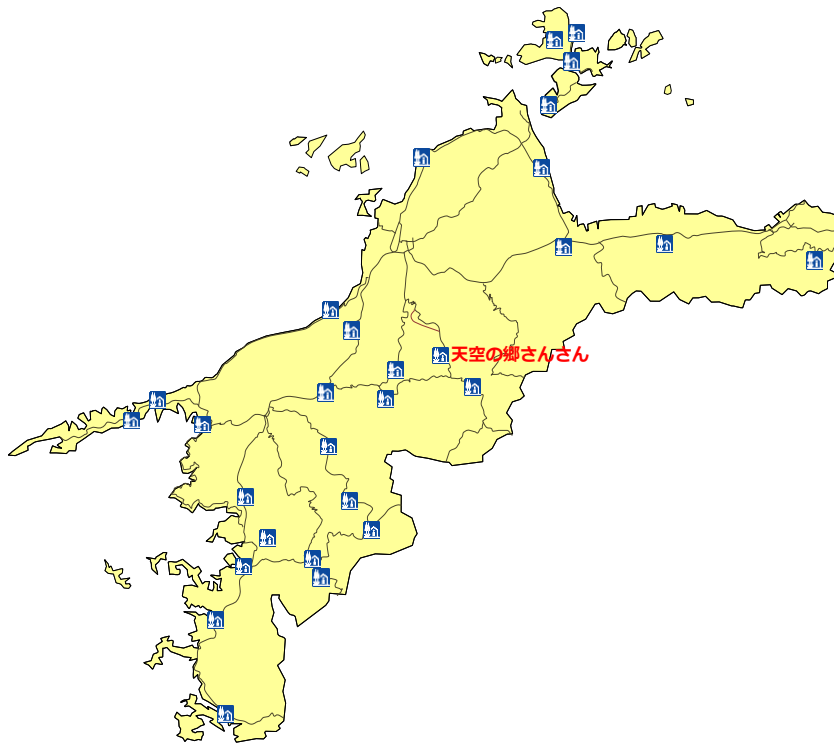
※下線は広域的な防災機能を有する道の駅（候補）

今後、上記道の駅の中から、重要物流道路や代替・補完路との接続性を考慮して、災害時に広域的な復旧・復興活動拠点となる、広域的な防災機能を有する道の駅を位置付け、防災機能の強化を図っていきます。

広域的な防災機能を有する道の駅として道の駅「天空の郷さんさん」の取組を進めているところです。

【道の駅「天空の郷さんさん」】の概要

■ 位置図



■ 施設配置図



■ 施設機能・体制 (凡例 整備済「○」、整備予定「△ (完了年度)」、未整備「×」)

施設(ハード)							体制(ソフト)			
耐震化	無停電化	通信設備	貯水タンク	防災トイレ	防災倉庫	ヘリポート	BCP策定	災害協定	防災訓練	感染症対策
○	○	△ (R2年度)	○	○	○	×	△ (R2年度)	△ (R2年度)	△ (R2年度)	○

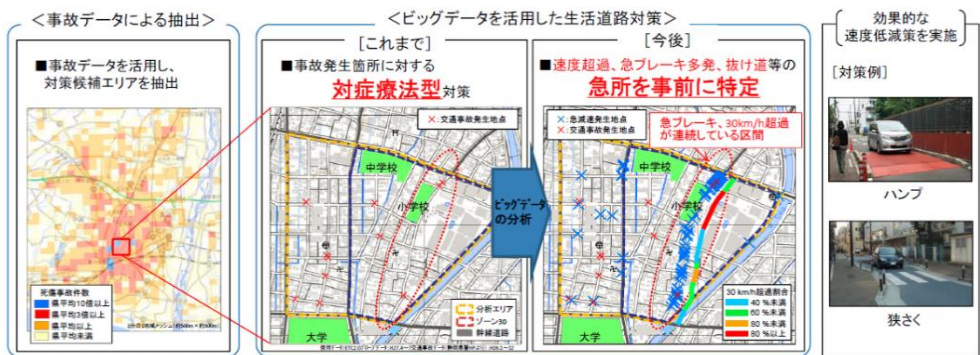
# 第4章 ICT交通マネジメント計画

## 1 ICT交通マネジメント

### (1) ビックデータ等を活用した交通安全対策や渋滞対策

ETC2.0の装着車の走行履歴（走行ルート、速度、急ブレーキ等）から蓄積されたビックデータ（プローブデータ）は、交通安全対策や渋滞対策等の検討のための新たな指標として活用が期待されています。

交通安全対策としては、事故発生前にヒヤリハット地点を抽出して対策の検討を行うことにより、従来の事故発生箇所における事故後の対策とは別に、予防的・効果的な事故防止対策の実施が可能となります。

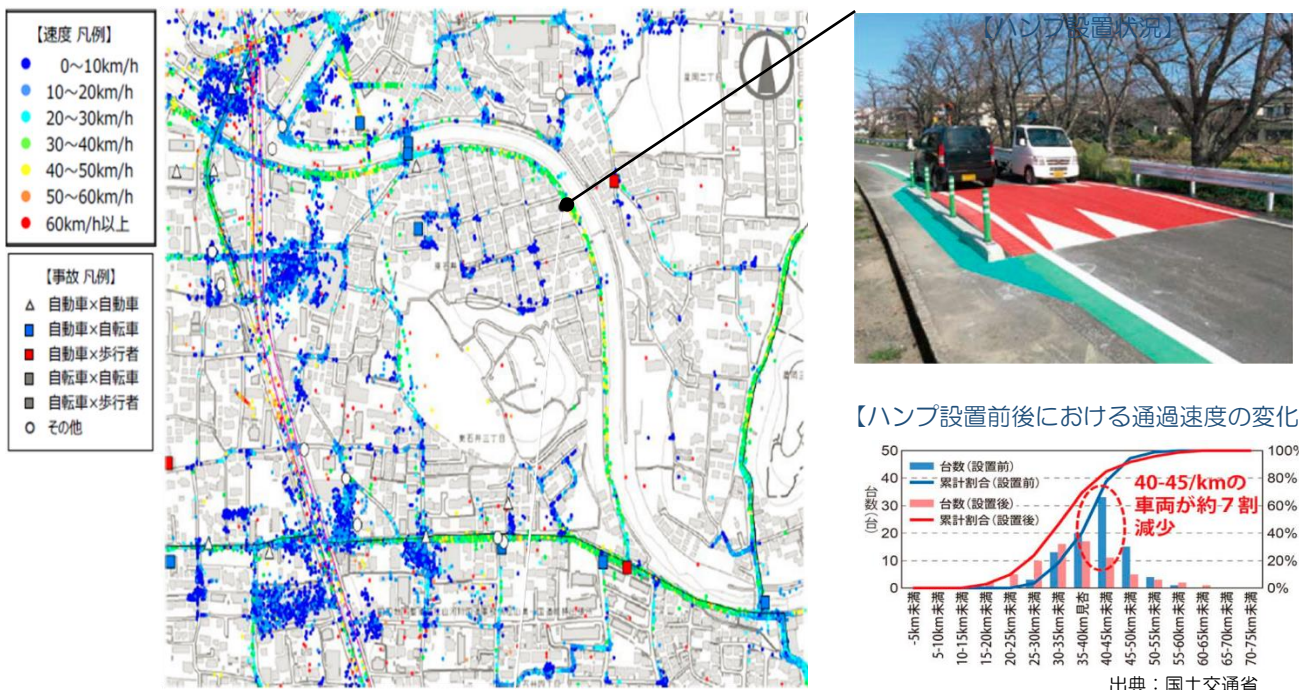


出典：国土交通省

#### 【松山市東石井での取り組み】

松山市の生活道路対策エリアにおいてETC2.0等のビックデータを活用して、速度超過、急ブレーキ発生、抜け道等の潜在的な危険箇所を特定し、凸部（ハンプ）狭さく等を効果的、効率的に設置することにより、速度抑制を図り、歩行者・自転車中心の空間づくりを推進する対策を行っています。

#### 【ビックデータを活用した自動車等の通行状況・事故発生状況】



出典：国土交通省

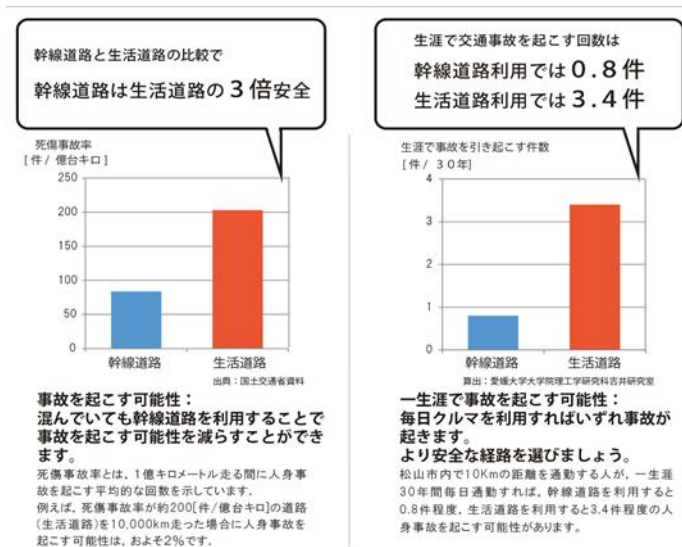
【松山都市圏交通事故リスクマネジメント研究会の取り組み】

愛媛大学や愛媛県警察本部、国土交通省などで構成する松山都市圏交通事故リスクマネジメント研究会では、事故に遭いにくい経路を案内するカーナビシステムを開発し、「低事故リスク経路案内」を情報提供する社会実験を行い、その検証を行っています。

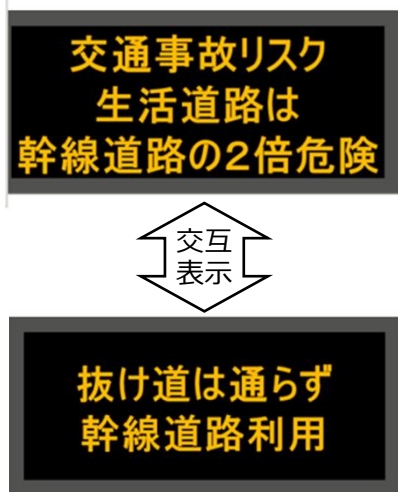
「低事故リスク経路案内」は、天候や渋滞等の交通状況も反映し、所要時間、高速料金だけでなく事故リスクも低い経路をリアルタイムに検索して提供します。その結果、目的地までの経路の中でより安全な経路を案内することが出来ます。

また、カーナビだけでなく、実道路上の道路情報板を介して道路利用者に事故リスクを提供し、その効果と影響の検証をするなど、交通事故リスクを考慮した交通マネジメントの取組を行っています。

交通事故リスクの評価算定



道路情報板を用いた 事故リスクの情報提供例



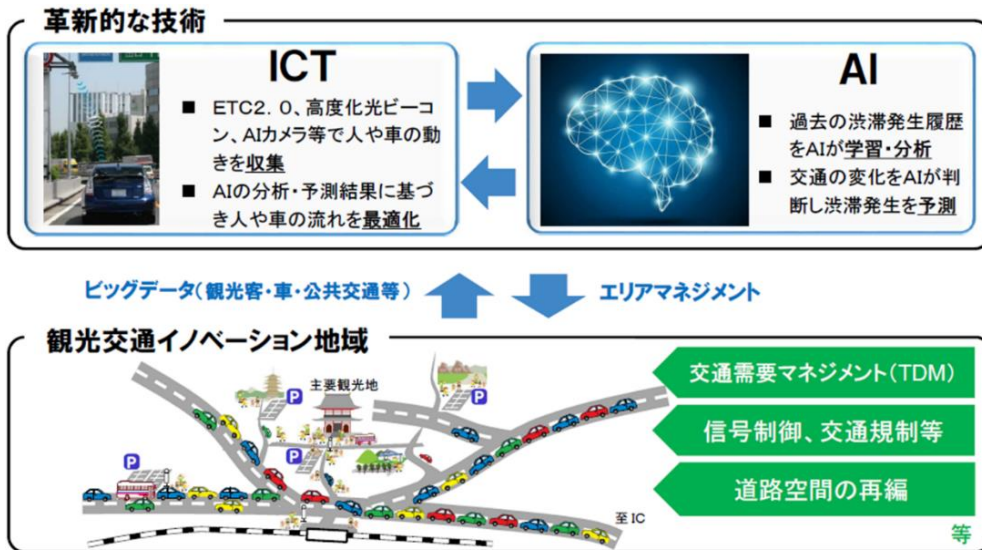
事故リスク低いルート案内例



出典：松山都市圏交通事故リスクマネジメント研究会HP



観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、警察や観光部局とも連携しながら、エリアライジングを含む交通需要抑制などのエリア観光渋滞対策の実証実験なども全国で行われています。



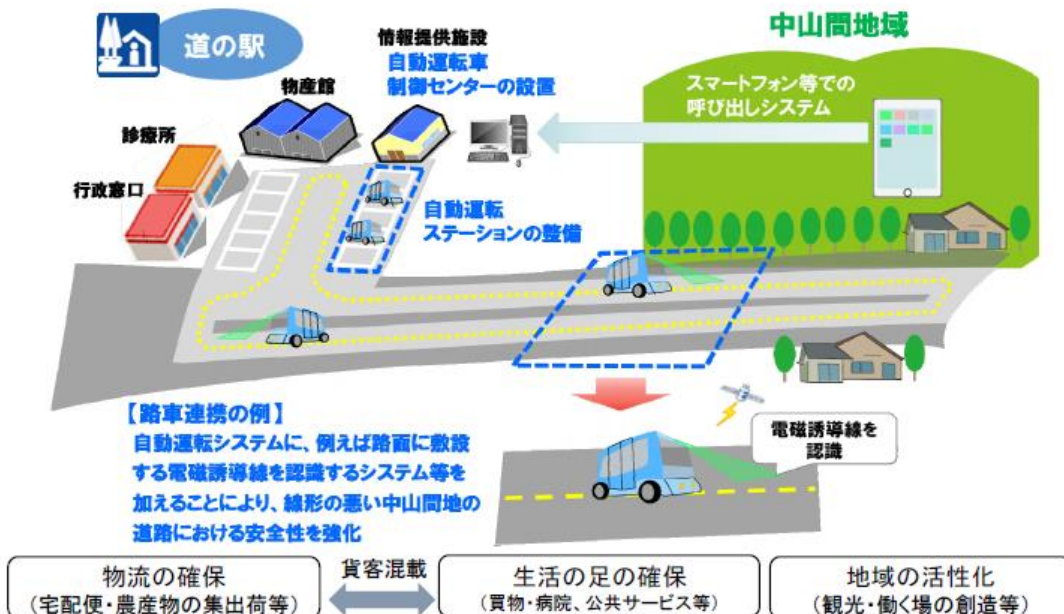
出典：国土交通省HP

これら先進的な取組結果も踏まえ、今後、愛媛県における取組の検討を行います。

## (2) 自動運転技術の活用

全国各地で取り組まれている実証実験の結果を踏まえ、今後の自動運転技術の実用化に向けた取組の検討を行います。

● 高齢化が進行する中山間地域において、人流・物流を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスを路車連携で社会実験・実装する。



出典：国土交通省HP

ICT交通マネジメントの各種施策の検討にあたっては、四国地方幹線道路協議会愛媛県委員会や愛媛県渋滞対策協議会等の意見を伺いながら国土交通省、関係市町と連携して取り組むこととします。